

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 29 日

(宛先別紙のとおり) 殿

国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室

自動車損害賠償責任共済に係る共済規程の変更の同意に関する
手続きの簡略化について (依頼)

標記の件については、下記のとおりといたしますので、御確認いただけますようお願いいたします。

なお、御不明点等ございましたら下の連絡先までお問い合わせください。

記

都道府県等が自動車損害賠償責任共済に係る共済規程の変更について認可しようとするときに国土交通大臣及び内閣総理大臣の事前同意（自動車損害賠償保障法第 28 条の 2 第 5 項）を得る手続については、従来、慣例として関係都道府県から当室への同意依頼は、国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課を経由し、御送付いただいております。

今般、令和 5 年度の地方からの提案等に関する対応方針（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において、「都道府県等の負担軽減に資するよう、令和 6 年度中に、都道府県等からの同意申請を受け付けてから同意するまでの手続を見直す」措置を講ずることとしておりますところ、今後は、手続きの一部短縮化のため、関係都道府県から直接当室へ御送付いただくフローに変更とさせていただきます。

連絡先：国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室（上地、米川） T E L：03－5253－8111（内線：41413、41443） 03－5253－8577（時間外直通） E-mail：uechi-a2s6@mlit.go.jp yonekawa-t2ub@mlit.go.jp
--

(宛先)

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 御担当者
宮城県庁 経済商工観光部 商工金融課 商工団体指導班 御担当者
東京都 産業労働局 商工部 調整課 御担当者
神奈川県 産業労働局 中小企業部 中小企業支援課 団体指導グループ 御担当者
新潟県 産業労働部 地域産業振興課 御担当者
長野県 産業労働部 産業政策課団体・サービス産業振興係 御担当者
愛知県 経済産業局 中小企業部 商業流通課 商業指導グループ 御担当者
三重県 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 御担当者
大阪府 商工労働部 中小企業支援室経営支援課 団体グループ 御担当者
兵庫県 神戸県民センター 県民交流室 県民・産業振興課 御担当者
広島県 商工労働局 経営革新課経営支援グループ 御担当者
岡山県 産業労働部 経営支援課 御担当者
香川県 商工労働部 経営支援課 御担当者
福岡県 商工部 中小企業振興課 御担当者
熊本県 商工労働部 商工雇用創生局 商工振興金融課 御担当者